

茨木市人流データ分析ツール導入業務仕様書

1 業務の目的

GPS を利用した位置情報を活用した人流データ分析ツールを導入することによる観光やまちづくり、市の主催するイベントなどの企画立案業務の高度化を図る。

2 ツールの利用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 概要

日本国内における GPS による人の位置情報及び属性情報（以下、「本件情報」という）を収集・分析し、個人が特定できない形式に加工したうえで、分析結果を表示するツール（以下、「本ツール」という）を提供すること。

(2) 本ツールについて

- Google Chrome や Microsoft Edge によるウェブブラウザにより履行期間の間は常に閲覧ができるものとする。ただしシステムメンテナンス等の計画された稼働停止は除く。
- 利用者が本ツールを利用するためのユーザー管理及び各種設定、本件情報の閲覧、本件情報の分析、本件情報の CSV ファイルダウンロード、本件情報の印刷及び第三者への提供を行うことができるものとする。

(3) 本件情報について

- 属性別（性別/年代）に施設・店舗別の滞在人口数が閲覧できること。
- 上記一定エリアの範囲や形状は自由に設定ができること。
- 道路単位での通行量や進行方向が分析できること。
- 居住地や勤務地を推定できること。
- 対象データを位置情報に基づく人流データ（ユーザーから位置情報取得の個別同意に基づいて取得し、個人が特定できない形式に加工したスマートフォンの端末情報（GPS）に基づく位置情報および属性情報等の統計データ）とする。
- データの遡及期間は過去2年以上とする。
- 契約期間内において、機能の利用における回数の制限がないこと。
- 観光やまちづくり、イベントなどを担当する複数の部署が利用できること。

(4) その他

- 利用者の本ツールの操作・分析方法、製品情報に関する問い合わせに対し、メールまたは電話で、内容に応じて対応可能な期間内（社会通念上相当と認められる期間内）に回答すること。
- 操作マニュアルを電子データで提供すること。
- 分析時における滞在時間や1日当たりの来訪者数などの推奨条件があれば前もって提示すること。

4 特記事項

(1) 機密保護及び情報セキュリティ対策

契約相手方は、本件の履行のために本市が提供した資料・データ等については、本件以外の目的で使用してはならない。

(2) 本ツールの著作権等

①本業務において導入する人流データ分析ツール（以下「本ツール」という。）に係るソフトウェア、プログラム、分析ロジック、データベース、その他一切の知的財産権（著作権、特許権、商標権、ノウハウ等を含むがこれらに限らない）は、本ツールを提供する事業者（以下「事業者」という。）または事業者に権利を許諾している第三者に帰属するものとする。

②成果物の権利及び利用

本業務から出力され制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利は市に帰属するものとする。